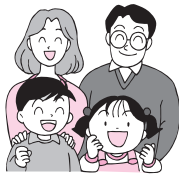


農業体験交流会

友好都市みどり市との交流事業として、「農業体験交流会」を開催します。自然の中で交流を深めながら、作物づくりや収穫の喜びを味わいませんか。

日時 第1回目6月6日(土)

内容 サツマイモ苗の植付けと田植え



(10月に収穫)、岩宿博物館で「まが玉作り」など
※第2回目(8月)、第3回目(10月)を行う予定です。毎回参加者を募集しますが(内容は異なります)、第1回目に参加した方は、第2・3回目の参加を優先します。(第2・3回目は、今後広報等で募集します)

場所 群馬県みどり市浅原体験村ほか(移動等がございますので、お車で現地に集合してください)

参加資格 市内在住者(家族で参加できる方)

参加費 第1回目1人2,000円

定員 6家族24人(応募多数の場合は抽選となります)

申込み 住所・参加者全員の氏名・年齢・電話番号を記入し、はがきまたは封書で5月20日(水)までに〒334-8511 鳩ヶ谷市役所自治振興課協働のまちづくり担当宛に郵送または直接窓口へ

問合せ 自治振興課・内線5522

老人無料バス特別回数券を交付

70歳以上の方に、老人無料バス特別回数券(1350円分)の交付を行います。ただし、市循環バス『ミニはくと』のみの使用となります。

対象者 市内に6カ月以上住所を有する70歳以上の方です。なお、現在69歳の方は70歳になる月から対象となります。
交付日時 5月1日(金)から(土曜、日曜および祝日を除く)

交付場所 市役所1階高齢者支援課窓口
交付の時に持参するもの 印鑑、本人確認ができるもの(健康保険証など)

問合せ 高齢者支援課・内線3631



公共下水道で快適な生活環境を

3月31日から新たに次の区域で供用を開始しました。

- 供用を開始した地域(一部該当区域)
- 南3丁目 19~23・25・26番地の一部
- 南4丁目 5・6・16~20・27・28・31・32番地の一部
- 南5丁目 3・7~9・21・25~30・35~37番地の一部
- 緑町1丁目 9・12番地の一部
- 大字前田 1263~1268番地の一部
- 大字辻 962~1143番地の一部
- 大字里 1514~1516・1533~1585番地の一部、4~6・10-1・10-2・13~16・20・21・25~27・30・31-1・32-1・33-1・34・54-2・55・67・68・106・110・121街区の一部

この区域にお住まいの方は、浄化槽を速やかに(汲み取り便所は3年以内に)改造していただくこととなります。台所やトイレなどから流す汚水は下水道に接続することが義務づけられています。浄化槽などの改造にあたっては市下水道排水設備指定工事店にお申し込みください。

問合せ 下水道課・内線4432

「住宅用火災警報器」を設置しましょう

住宅火災による死傷者をなくし「安心・安全のまちづくり」を推進するため市消防本部において、次の方を対象に「住宅用火災警報器」を設置します。

対象 ●ひとり暮らしでお

おむね65歳以上の方。

●重度の知的、身体、精神障害者で、火災発生時に感知および避難が著しく困難なひとり暮らしの方、または準じる方。

費用 無料(器具は消防本部で準備し、消防職員が取り付けます)※器具の取付位置および取付個数は、調査を行います。

申込み 消防本部、高齢者支援課、障害者支援課の各窓口へ※申請書は各窓口で配布します。(消防本部のみ24時間受付します)



問合せ 消防本部 ☎281・0119(午前8時半~午後5時※土曜、日曜、祝日を除く)

合併に関する情報を公開しています

市では、川口市との合併を推進しています。市役所入口の合併情報コーナーやホームページ等で、情報を公開しています。

ぜひご覧ください。

問合せ 合併推進室・内線2321、2322



有料広告

広報はとがや8月号~、市ホームページ

▷申込み 6月12日(金)まで

▷提出・問合せ 秘書広報課・内線2126

※掲載月などの詳細はお問い合わせください。

所得制限限度額表 (単位:万円)

扶養親族等の数	国民年金加入者	厚生年金加入者
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

※所得とは給与所得者の場合、給与所得控除後の金額をいい、事業所得の場合、総収入から必要経費を控除した金額です。
 ※さらにこの所得から〔法定控除8万円と各種控除(雑損、医療費、小規模企業共済掛金、障害者、寡婦、寡夫、勤労学生)〕を差し引いた金額が限度額です。

21年6月～22年5月分の児童手当については、20年分の所得(21年度所得)が、限度額未満であることが必要です。(左表)所得額は、源泉徴収票や確定申告書控などで

◆**所得制限**
 児童手当は、申請した月の翌月分から受けることができます。(原則、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までが支給されます)

◆**児童手当の額(月額)**
 3歳未満の児童は一律1万円、3歳以上の児童は、第一子Ⅱ5千円、第二子Ⅱ5千円、第三子以降Ⅱ1万円

児童手当(特例給付)は、認定請求書を提出した月の翌月分から支給されます。(自己申告制で、さかのぼりでの支給はできません)昨年度に児童手当が支給できなかった方でも、所得額、扶養人数の変動などで、支給できる場合がありますので、その際は、認定請求を行ってください。また、手当は6月が年度更新月です。認定請求書は5月中旬に提出してください。なお、現在手当を受給されている方には、6月中旬に現況届を郵送します。

児童手当

小学校6年生までのお子さんを養育している方へ



3 問合せ 子育て支援課・内線
 9 2 1 1 3 9 2 3

◆**申請に必要なもの**
 厚生年金、共済年金加入者は「年金加入証明」ただし、健康保険証に事業所名称が記載されているときは健康保険証(コピー可)・請求者名義の普通預金口座番号がわかるもの(ゆうちょ銀行は除く)・印鑑・そのほかに転入された方や児童と別居されている方などは添付書類が必要な場合があります。

◆**特例給付とは**
 厚生年金に加入している方で、所得が国民年金加入の方の限度額を超えているが、厚生年金加入の方の限度額内の方です。特例給付の受給者の方で、厚生年金の加入資格がなくなると、手当の支給資格もなくなります。会社などを辞めたときは、必ず届け出てください。また、再度就職したときはあらためて認定請求をしてください。

ご確認ください。
 厚生年金、共済年金加入者は「年金加入証明」ただし、健康保険証に事業所名称が記載されているときは健康保険証(コピー可)・請求者名義の普通預金口座番号がわかるもの(ゆうちょ銀行は除く)・印鑑・そのほかに転入された方や児童と別居されている方などは添付書類が必要な場合があります。

市長タウンミーティング
 《くるま座で市長と語ろうかい》を開催します

透明で、わかりやすい市政運営と市民と協働するまちづくりを行うため、地域の課題や施策などを話題に、市民の皆様と意見交換等を行う《くるま座で市長と語ろうかい》を開催します。市長と皆様でひざを突き合わせ、市政について語り合しましょう。《くるま座で市長と語ろうかい》は、市内10ヶ所で開催する予定です。



回	期日	時間	場所
1	5月11日(月)	午後7時から	やすらぎ会館
2	5月21日(木)	午後7時から	八幡木1丁目集会所

問合せ 総合政策課・内線2412

縁JOY!はとがやフェスタ第4回鳩ヶ谷まつり
 実行委員・サポーター募集!

市では、「第4回鳩ヶ谷まつり」の実行委員とサポーターを募集します。市民の皆様が主体となり、子どもからお年寄りの方まで市民総参加で楽しめる場となる「まつり」を作りたいと、熱意あふれる市内の個人・団体の方、ふるってご応募ください。応募方法 受け付けは随時、はがき・Eメール・FAXなどで、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、お申し込みください。



(写真は昨年の鳩ヶ谷まつり)



特設人権相談所

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、いじめ、体罰、差別などの人権問題に関する相談に応じています。お気軽にご相談ください。(費用は無料です)

日時 5月15日(金) 午前10時～午後3時
 6月1日(月) 午前10時～午後3時

場所 市役所2階208会議室

問合せ 市民課・内線6221


水道メーターの交換にご協力ください

水道メーターは、計量法に基づき8年毎に交換しています。交換は、水道課から委託を受けた市水道工事協同組合加入の「指定給水装置工事業者」(8ページに掲載)が、対象となるご家庭に伺い、無料で交換します。

対象 13・14年度に新設・交換した約6300世帯

交換時期 6月上旬～11月下旬を予定

問合せ 水道課 ☎ 281・6693



埼玉県都市競艇組合が主催する戸田競艇の収益金は鳩ヶ谷市の貴重な財源になっています。5月の開催日程 5月1日(金)～6日(水・振替休日)